

滋賀県国土利用計画(第五次)案の概要

1. 県土の利用に関する基本構想 (1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(ア) 人口減少社会の到来

a 県土を荒廃させない取組の必要性

- ・土地需要の低下に伴う県土管理水準の低下の懸念

b 暮らしと産業を支える基盤づくりの必要性

- ・広域ネットワークの形成や豊かな資源の活用による地域の活性化が必要

c すべての人への配慮の必要性

- ・すべてのひとが円滑に利用できる生活環境や交通サービスが必要

(イ) 自然環境と美しい景観等の悪化

- ・自然環境の悪化と生物多様性の損失
- ・魅力ある水辺空間を継承することが必要

(ウ) 安全・安心に対する不安の高まり

- ・災害などに対する不安の高まり
- ・社会資本の維持管理が課題

(エ) 県土管理の主体における状況の変化

- ・県土利用に多様な主体が参画
- ・増大する財政需要

イ 県土利用の基本方針

「適切な県土管理と県民の豊かさを実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

(ア) 適切な県土管理と県民の豊かさを実現する県土利用

a 県土を荒廃させない取組

- ・都市機能等の集約化等
- ・低・未利用地や空き家の有効利用
- ・優良農地の確保、荒廃農地の防止
- ・森林の整備・保全の推進

b 暮らしと産業を支える基盤づくり

- ・放射状の交通ネットワークの強化
- ・企業の新規立地の促進
- ・農地や森林等の豊かな地域資源の維持、農山漁村の活性化

c 快適な生活環境の創造とすべての人に対する配慮

- ・すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備による福祉のまちづくりの推進

(イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

- ・自然環境の保全・再生を進め、「森～川～里～湖」の連環による生態系ネットワークの形成
- ・自然環境の有する多様な機能を活用した取組の推進
- ・流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖の関わりの再生推進
- ・地域の個性ある美しい景観を活用した地域づくりの推進

(ウ) 安全・安心を実現する県土利用

- ・ハード・ソフト両面の防災・減災対策
- ・災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限
- ・重要な役割を果たす諸機能の適正配置や交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性の確保
- ・森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、これらの取組を進めるに当たって、以下の点に留意が必要

(エ) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

- ・自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進
- ・適切な管理を続けることが困難な土地については、新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、最適な県土利用を選択

(オ) 多様な主体による県土管理

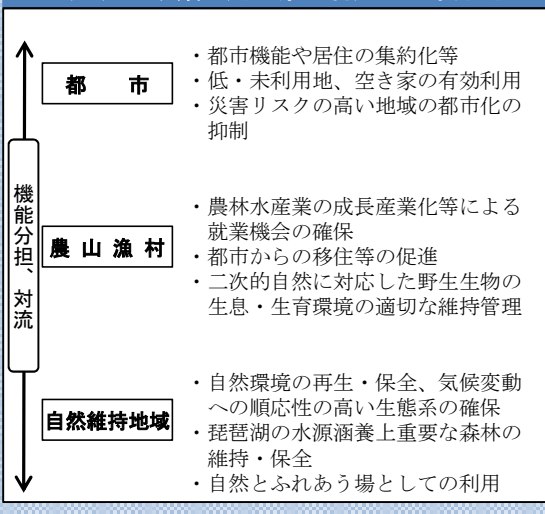
- ・地域主体の取組の促進
- ・都市住民・民間企業等、多様な主体の参画による県土管理

2. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

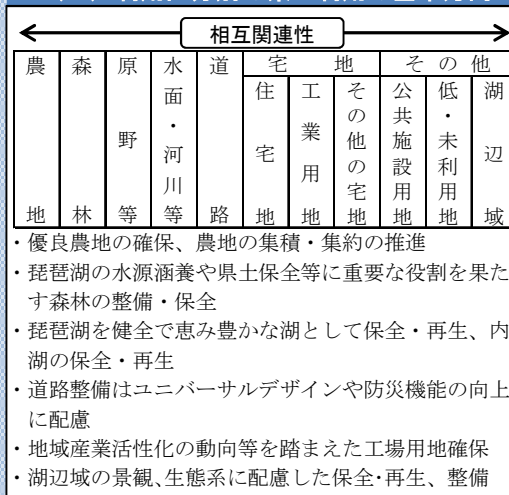
基準年次：平成26年
目標年次：平成39年

区分	H26年 (km ²)	H39年 (km ²)	構成比(%)	
			H26年	H39年
農地	528	518	13.1	12.9
森林	2,045	2,044	50.9	50.9
原野等	8	8	0.2	0.2
水面・河川・水路	791	791	19.7	19.7
道路	150	155	3.7	3.9
宅地	268	274	6.7	6.8
(住宅地)	(153)	(157)	(3.8)	(3.9)
(工業用地)	(37)	(39)	(0.9)	(1.0)
(その他の宅地)	(78)	(78)	(1.9)	(1.9)
その他	227	227	5.7	5.7
合計	4,017	4,017	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区	108	108	—	—

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向



(3) 利用区分別の県土利用の基本方向



(4) 地域別の県土利用の基本方向

大津南部地域	・無秩序な市街地拡大の抑制に配慮した基盤整備 ・都市近郊型農業の生産性の向上や効率化を促進 ・都市近郊地の自然とのふれあいの場への活用等
甲賀地域	・商工業施設等の適切な配置と誘導 ・茶園等の農業生産基盤の整備 ・森林資源の循環利用
東近江地域	・商工業施設等の適切な配置と誘導 ・農業生産性の向上や効率化を促進 ・水源涵養機能等に着目した森林整備
湖東湖北地域	・産学連携を活用した地域産業の活性化 ・農業の総合的な振興 ・多様な主体が参画する森林整備
高島地域	・集落と集落の連携を推進 ・地域外の都市と農村の対流を促進 ・エコツーリズム等を活用した自然資源の維持

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 土地利用基本計画を活用し、土地利用の総合調整の積極的推進
- 地域間の機能分担と交流・連携を促進し、活力ある県土づくりの推進
- 総合的な流域治水の推進等を通じ、県土の保全と安全性を確保
- 都市の集約化やユニバーサルデザイン化を誘導し、持続可能な都市を形成
- 琵琶湖および琵琶湖を中心とする一体的な水辺空間の保全・再生
- 低・未利用地や空き家等を有効活用し、自然的土地利用からの転換を抑制
- 地籍調査の計画的な実施。特に、災害の恐れのある地域の重点的実施
- 地域住民、企業、NPO等の多様な主体が農地等の保全等に参画する取組を促進